

令和8年度 契約監視委員会

独立行政法人 自動車事故対策機構

開催日時及び場所	令和8年6月3日（水） 14:00～16:00 独立行政法人 自動車事故対策機構 役員会議室 （WEBとのハイブリット方式）
出席者	北村信彦委員長（公認会計士） 堀田一吉委員（慶應義塾大学名誉教授） 古笛恵子委員（弁護士、コプエ法律事務所）
議事次第	<p>○点検事項</p> <p>1. 調達等合理化計画          (1) 令和7年度調達等合理化計画の自己評価(案)          (2) 令和8年度調達等合理化計画(案)</p> <p>※関連事項          点検基準に基づく点検          ①競争性のない随意契約          ②一者応札、一者応募          ③競争性のある随意契約(企画競争・公募)          ④一般競争</p> <p>2. 公益法人に対する支出</p> <p>3. 個別案件</p>
審議概要	別紙のとおり
委員会からの意見表示又は勧告	特に意見なし

# 審 議 概 要

別 紙

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>○点検事項 1. 調達等合理化計画 (1) 令和7年度調達等合理化計画の自己評価(案)</p> <p>予定価格が、適正であるかの判断は、どのようにするのか。また、昨今の物価高騰について、予定価格にどのように反映しているのか。</p> <p>1者応札について、入札辞退の理由に受注者側の事情として、仕様内容の履行が困難とあるが、仕様自体に問題がなかったか。 また、障害者就労施設等への優先調達について、金額は昨年と変わらないが件数が減っているのは何か。</p> <p>情報システムの調達について、変更契約が年度途中に複数あるが、どういう場合に必要なのか。</p> <p>ノベルティグッズの配布には、どのような効果がありますか。</p>	<p>適正価格かの判断は、複数の事業者から徴取した参考見積書の内容や昨年度の同様な契約の単価などと比較しながら、精査している。 また、昨今の物価高騰については、事業者から徴収した参考見積書に、物価高騰を織り込んだ形で提出いただいていると考えている。</p> <p>仕様自体の問題については、入札辞退の事業者へ行っているアンケートに、仕様に関する具体的な記載がなかったため、問題はなかったと認識している。 また、障害者就労施設等への調達件数が減っている要因については、6年度まで支所単位でノベルティグッズなどを調達していたが、7年度においては、主管支所でとりまとめて、一括調達に変更したということである。</p> <p>例えば、職員が使用しているパソコン関係の保守では、職員数が増えた場合には、ライセンス使用料等を加算されるために変更契約が必要になる。 また、履行期間を延長する場合には、変更契約が必要となる。</p> <p>ノベルティグッズについては、広報イベントを実施した際に、ナスバのブースに来ていただいた方に、ナスバちゃんのグッズなどを配布して、ナスバの認知向上につなげるものである。 配布にあたっては、アンケートに答えてくださった方にお渡しするなど、アンケートに答えていただく誘引として使用している。 また、来場者には喜ばれている。</p>
<p>(2) 令和8年度調達等合理化計画(案)</p> <p>令和8年度調達等合理化計画（案）について、令和8年度はすでに進行中であるが、これは案という認識でよいか。</p>	<p>令和8年度の調達等合理化計画につきましては、令和7年度の契約状況を分析して、取り組むという形になっている。規定としては、6月中旬に契約監視委員会のご了承をえて、策定するという形の形になっている。 令和8年度の計画については、進行中であるが、委員会の中でご指示等があれば、修正可能である。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>2. 公益法人に対する支出</p> <p>（特段の意見がなかったことから）国土交通大臣へは契約監視委員会として「特段の意見はなし」ということで報告させていただく。</p>	
<p>3. 個別案件</p> <p>ホームページを拝見し、自分の車の車種を検索してもなかなかアセスメントの結果を入手できない。年間に4車種しか試験を実施してないので、今走ってる車全ての情報を提供するの、無理なのではないか。ユーザーのクレームになっていないか。</p> <p>旅費精算システムの導入について、契約方式が企画競争になっているが、応札が1社なのは、何故か。</p>	<p>ナスバホームページの「守る」ページには、現在新車として販売されている車種は情報としては全て掲載されている。またご指摘の4車種は昨年度試験を行った車種であるが、検索すれば、異なる年度の評価結果も見ることにはできる。一方で、インターフェース上の分かりにくさ等について国土交通省の有識者からもご指摘を頂いていることから、令和7年度事業では「守る」ページの見直しに向けて、まず要件定義書を策定した。なお、「守る」ページの見直しに向けた実装については令和8年度以降で段階的に行うこととしている。</p> <p>旅費精算システムは、導入を検討する際に5社ほどヒアリングを実施し、応札のお願いをしたが結果的に1社だけの応札であった。要因としては、ナスバの旅費の規模が小さいため、事業者は応札を控えたものと考えられる。</p>